

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究(G)

研究期間：2006 ～ 2008

課題番号：18530013

研究課題名(和文) 墓地埋葬法と新葬送システムの展開について ―法秩序の再構築に向けて

研究課題名(英文) The Law for Burial and Cemetery and the New Development in the Domain of Burial, Grave and Funeral Rites -For Rebuilding of the Legal Order for Burial and Cemetery

研究代表者 森 謙二 (KENJI MORI)

研究者番号：90113262

研究成果の概要(和文)：

葬送領域(葬ること)において、大きなパラダム変化が起こっている。日本の近代家族は、祖先崇拜の機能を持ち続け、民法もそれを容認していた。20世紀の末になると、少子によって祭祀承継者(アトツギ)の確保が困難になり、祖先祭祀の機能を持ち続けた日本の近代家族は解体を始める。人々は地域や家族との繋がりが希薄になって、あらゆるものが市場化・商品化するなかで、自分自身の意志によって(自己決定)によって、葬送のあり方を決めたいと思うようになった。この現象を「葬送の個人化」と呼んでおく。葬式は家族だけで行い、人の死が社会に伝えられなくなった。お墓は家族が引き継ぐものではなく、樹木葬や散骨が急速に増えてきた。他方では、貧困層ではお金がないために葬式をあげることができない人々が増えるようになった。新自由主義の展開のもとで、葬送領域でも「格差」が顕著になってきた。

わが国の墓地埋葬法においては、土葬と火葬について規定し、焼骨は墳墓か納骨堂に入れることを前提としている。墓地は墳墓を建立する場所であり、その墳墓は子孫(祭祀承継者)によって承継されることを想定している。したがって、承継を前提としていない樹木葬や散骨における新しい焼骨の処理の仕方は、その法律の想定外であった。また、墳墓は子孫によって継承されるものであり、その処理の責任は家族にあると考えてきた。したがって、「埋葬義務」について規定することはなかった。この散骨や樹木葬は法律の想定外の葬法について、一部の地域を除くとすれば、これを行政機関が取り締まることはなかった。多くの人々は「葬送の自由」を主張するようになり、墓地埋葬法は空洞化し、いくつかの混乱も生まれるようになっている。

研究成果の概要(英文)：

A significant paradigm change take place in the domain of the burial, grave and funeral rites in Japan. The modern Japanese family has continued the tradition the ancestor worship, and Civil Law of Japan accepted it, but it has become difficult to find a religious service successor (*Atotsugi*) in family as birthrates declined at the end of the 20th century, and the form of the modern Japanese family following traditional practice began to dissolve. People came to have fewer connections with their local-area and with family and relative, and hoped to be able to decide to the method of burial and funeral services by self-will (self-determination) in a society where everything was available for exchanged as a product in the marketplace. I called this social phenomenon "individualization in the funeral burial domain".

Funeral services came to be conducted only by families, and the death was not

conveyed to society. *Jumokuso* (planting a tree in substitution for a gravestone) and the scattering of ashes became widespread, as the grave became unavoidable for succession. On the other hand, the number of people was unable to hold a funeral service increased among the poor and needy. This “Difference” marked in the domain of burial, grave and funeral rite under the development of the neo-liberalism.

The Law for Burial and Cemetery of Japan provides the burial and cremation, defines the cemetery as land building the tomb putting the remains or the ashes. In addition, this law assumes that the graves or tombs should be succeeded to by a descendant and the family should have the responsibility of their memorial services for the dead (ancestor). Therefore, the law is unexpected the way of the disposal of ashes in “Jumokuso” or “scattering”, which are not succeeded by a descendant. “*Jumokuso*” and “scattering of ashes” became widespread, but the administrations have supervised them. Many people came to insist on “the freedom for the burial, and the way of the disposal of ashes”, and the law for burial and cemetery hollowed out.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 18 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
平成 19 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
平成 20 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：法社会学・法社会史

科研費の分科・細目：基礎法学・法政策学

キーワード：墓地埋葬法 祭祀承継 葬送の個人化 合葬式共同墓 樹木葬 散骨 埋葬義務 無縁墳墓

1. 研究開始当初の背景

(1) 家族構造の変化・少子化のなかで、アトツギ(祭祀承継者)によって墳墓を継承するという構造が維持できなくなったこと。

(2) それに対応した形で新しい葬送のシステム(合葬式共同墓・樹木葬・散骨)が登場したこと。つまり、「承継者を必要としない」多様な葬送システムが提案されてきた

(3) 北海道長沼町・岩見沢市など、いわゆる「散骨禁止条例」が制定されるようになり、葬送をめぐって社会的対立が見られるよう

になったこと。

2. 研究の目的

(1) 新しい葬送のシステムの実態について

① **合葬式共同墓**の建立である。この十数年の間に、大都市を中心としてアトツギの存在を前提としない1,000人から5,000人を合葬するような共同墓が首都圏を中心に650基を超えて建立され、民間の霊園(多くの場合「**事業型墓地**」を営む寺院)で販売されるようになった。

②**散骨**の浸透である。1991年に市民団体が散骨を相模湾で実施して現在では年間数千人の遺骨が民間団体あるいは葬儀業者によって散骨されているという。しかし、他方では散骨をめぐるトラブルも多い。

③「**樹木葬**」と称して、90年代の後半以降、墓石ではなく樹木を植えて墓の標識に代える新しい葬法が展開するようになった。

(2)無縁墳墓の実態について

平成11年5月に「墓地、埋葬等に関する法律」の施行規則が改正・簡素化され、官報によって無縁墳墓の改葬が公告されるようになった。この結果、墓地経営者は比較的に無縁改葬を容易に行うことができる一方において、墓地の利用者の権利保護には若干の不安を与える結果になった。この実態の検証について。

(3)現行の墓地埋葬法が、現実の社会からいかに分離しているか、その問題点を明らかにすること

3. 研究の方法

(1)新しい葬送、特に樹木葬や散骨については、その業者や経営者にインタビューを行った。

(2)墓地行政は地方公共団体の自治義務になったこともあり、新しい葬法が展開している地域では、行政担当者の取り組みについても聞いた。

(3)焼骨の処理方法に関しては、早くからその多様性を容認したのはヨーロッパである。ヨーロッパにおける取り組みを検証するために、デンマークとスウェーデンにおいて墓地行政担当者にインタビューを行った。

4. 研究成果

(1)現行民法は、祭祀条項をもち、墳墓を家族(アトツギ)が継承することを前提としている。このシステムが、現在の日本家族のあり方や少子化のなかで現実性を失っていることは、承継を必要としない「**新しい葬送のシステム**」の登場のなかでも明らかである。それに加えて、新たな別の問題も登場することになった。

①承継者がいない死者は、自己の遺体の処理についてあらかじめ他者に委任する契約をむす

ぶケースが増えてきた(俗に「生前契約」と言っている)。この「生前契約」については、現行法の想定のことであり、制度上新たな問題も出てきている。

②現行法では、「埋葬義務」については規定していない。祖先祭祀の思想を前提として、埋葬は子孫によって行われることを前提としている。ヨーロッパでは、「埋葬義務」について規定する国が多い。

(2)「埋葬義務」について

①国民の「埋葬」は、刑法上の死体遺棄罪と「墓地埋葬法」によって担保されてきた。しかし、1990年代のはじめ、散骨の問い合わせに関して法務省が「節度もって行えば問題はない(違法ではない)」とする見解を発表され、それ以降わが国では事実上の葬法の多様化がはじまり、墓地埋葬法の空洞化が始まった。

⑥「埋葬されない」ケースとして、次の三つが報告されている。④孤独死をするケース(遺体が発見されず、しばらく遺体が放置される)、⑤お金がなくて、葬式をあげることができず、遺体を自宅などにそのまま放置されるケース、⑥墓地埋葬法が想定していない焼骨の処理方法が多様化することによって(埋葬)の概念が空洞化してきたこと(埋葬の一形態であるのか、「遺棄」であるのか、その境界が不明確になったこと)。

(3)葬法の多様化は、合葬式共同墓・樹木葬・散骨の三つの方向に集約することはできるが、その定義は必ずしも明確ではない。

(4)合葬式共同墓について

①1989年の新潟県の角田浜妙光寺の安穏廟・1990年の京都市嵯峨野の常寂光寺の志縁廟がそれぞれの目的を持って建立したのが新しい合葬式共同墓のはじまりである。

②全国では、平成21年段階で800基近い合葬式共同墓が建立されていて、毎年その数は増加している。

③合葬式共同墓の経営者として、従来は宗教法人(寺院)であるケースがほとんどであったが、地方自治体もこの形態の墳墓を設置するようになった。

④合葬式共同墓の形態は次のように分類することができる。①安穏廟のように、納骨堂の一定の区画について使用契約を結び、その使用権の承継を認めながら、管理費を支払わなくなって一定の期間(安穏廟では17年)経過した後に合葬をすることを約束した形態である。これを「有期限更新型」と呼んでおこう。②志縁廟のように、一定の期間(志縁廟の場合は30年)を経過すると、合葬することを約束した形態である。これを「有期限非更新型」と呼んでおこう。③納骨と同時に合葬をする形態である。実質的には墳墓(あるいは納骨堂)の使用権がもたないケースである。使用権という観点から見ればその段階で

使用契約が終了したことになる。あえて分類するならば、「使用権消滅型」である。

⑤合葬式共同墓の問題点

④この共同墓の形態が、納骨堂であるのか墳墓であるのか、その法的形式が曖昧であること。①合葬式共同墓の多くが寺院によって経営されている。寺院は〈家〉によって承継されているが、今問題になっているのは〈家〉の承継が困難になっていることである。寺院が経営する合葬式共同墓の経営者がいなくなった時、大量の「無縁」の遺骨が生まれることになる。③合葬された「無縁墳墓」と合葬式共同墓の違いが明確ではないこと。

(5)樹木葬について

①墓石に代わって樹木を植える樹木葬が登場するのも、90年代の出来事である。岩手県一関市の祥雲寺の住職千坂峻峰は、人間の遺骨を自然の循環に置く葬法として樹木葬を提案し、焼骨は墓地として承認を受けた里山に埋めたのを嚆矢とする。〈樹木葬〉という自然との共生をめざそうとすることばの響きは、多くの人々に共感を与えたが、現在では〈樹木葬〉発案者の意図を超えてこの葬法が展開をするようになった。

②樹木葬は、〈埋葬〉形式として大きく二つの形態に区分することができる。散骨型の樹木葬と埋蔵型の樹木葬である。

③樹木葬は、墓地のあり方しても大きく二つの形態に区分できる。①墓地全体を「里山」として整備し、自然との循環あるいは自然との共生に配慮をすることを目的として整備された樹木葬墓地。②一般的な墓地の一角に樹木を植え、そこに遺骨を散布あるいは埋蔵する形態。

④現在「樹木葬墓地」も増加傾向にある。岩手県の事例を皮切りに、北海道・山口県・島根県・千葉県などで設置されていったが、現在では個別の墓地の中にも設置されるようになり、実態は掌握しきれなくなっている。

⑤樹木葬の問題点

④「樹木葬」の定義が不明確にあること。従来型墓地の一角を「樹木葬墓地」とし、そこに樹木を植えただけで墓石や納骨施設を持たない「合葬式墓地」を作り始めたのである。この墓地に桜を植樹すると「桜葬墓地」と呼ばれることになる。承継が必要のない、また墓石のない安上がりの葬法を目指したのも一括して「樹木葬」と呼ばれている。①散骨型樹木葬も登場してきた。北海道長沼町で設置した散骨場も「ホロナイ樹木葬森林公園」と名付けられていたし、兵庫県三田市の感応寺の樹木葬ゆずりは(「永代供養樹木葬墓地」とも呼称している)も散骨型である。散骨型樹木葬においては、埋蔵型とは異なり、「散骨」に内在する多くの問題点をかかえることになる。③その他の問題、⑦樹木は墓地埋葬法上の「墳墓」(あるいは「標識」)にあたるのかどうか、④墓石の代わりに樹木を植えるだけで「樹木葬」と呼ぶのか、⑤「樹木葬墓地」に埋蔵された焼骨

を改葬することができるのかどうか、④従来の墓地の一角に樹木葬墓地を設けた時、墓地の変更事項にあたるのかどうか、④樹木葬を目的とした墓地はどのような条件がある時に認可することができるのかどうか、なお問題点を残したままになっている。

(6)散骨について

①散骨は、1991年10月5日「葬送の自由をすすめる会」(代表安田睦彦)によって相模湾で散骨を実施し、これをマスコミ発表することによって大きな話題になった。1990年の頃から、マスコミを通じて二つの官庁の「見解」が流布するようになった。散骨を後押ししたのは、法務省「見解」である。法務省は、散骨を「節度をもって行えば違法ではない(あるいは「問題はない」)とした。

②散骨の実態は明らかではない。散骨については、これを実施する団体が100を超えるのではないかと思われる。2009年3月の段階でインターネットで散骨の受付を行っている団体(委託を受けて散骨を実施する団体)を拾い出ただけで60団体を超過していた。

②「葬送の自由をすすめる会」は、散骨を「自然葬」と命名した。散骨は、最たる人工的な葬法である火葬を前提にしたものであり、高温で焼かれた焼骨はセラミック化し自然には還りにくいにもかかわらず、骨を自然界に撒くという行為が自然との循環を想起させるだけで、多くの人々の共感を得た。

(7)散骨の問題点

多くの問題点をかかえたまま、散骨は実施されるようになった。①散骨は、墓地埋葬法の想定外の葬法であり、これについての定義や規制はないこと、②散骨の問題は、撒く側の人々と撒かれる側の人々の対立として現象すること。撒く側は一般には都会に住む人々であり、撒かれる側は一般には風光明媚な自然豊かな地域に住み人々が多い。③近年、散骨に対して規制を設ける自治体も増えてきた(⇒(5)を参照のこと)。④「埋葬」や「埋葬」には許可が必要であるのに、散骨は自由であるとし、法のバランスが崩れ始めていること。⑤その他の問題点:①骨を砕かずに人骨とわかる形状で散骨をした事例、①散骨をしたその土地にその地域には生育していない植物を植えた事例、③墓地としての許可を得ることができないで散骨場を寺院の境内地に設けた事例、④国有林の払い下げをうけ果樹園の隣接地に散骨場を設けた事例、⑤国立公園内に散骨場を設けた事例等、

(8)散骨禁止(規制)条例の傾向

①北海道では、札幌市に本拠地をおくるNPO法人が2004年に農業地帯である長沼町の散骨場を建設して、農産物への風評被害を恐れた長

沼町の人々は反対運動を起こし、町は 2005 年に「長沼町さわやか環境づくり条例」を設定して、墓地以外散骨の禁止を定めた。②NPO 法人は 2006 年に今度岩見沢市に散骨場建設を計画するが、事前にこれを察知した市は翌 2007 年に「岩見沢市における散骨の適正化に関する条例」を制定し、事実上散骨を規制する条例を制定した。

③2009 年までに、散骨を規制する条例は長野県諏訪市・埼玉県秩父市・神奈川県小田原市でも制定され、北海道七飯町では指導要綱を設けている。

④散骨を規制する方法は、墓地以外の場所で環境保全という観点から散骨の一律に禁止したもの(長沼町・秩父市)、そして〈散骨場〉の経営に対して墓地と同レベルでの規制を設けたもの(岩見沢市・諏訪町・御殿場市・七飯町)に区分することができる。

(9)散骨をめぐる裁判

撤く側の人々の間でも紛争が起こっている。上記の長沼町の事例において、NPO 法人は散骨場経営の会社として有限会社Hを立ち上げた。そして、散骨希望者を募り、18 名からの申し込みがあり、永代供養料 525,000 円と年間 12,600 円の管理を請け取り、現実の散骨を実施していた。ところが、2005 年に長沼町が事実上の「散骨禁止令」の条例を制定し、有限会社Hはその債務を履行できなくなり、散骨申込者たち(原告)が債務履行による損害賠償を有限会社H(被告)を訴えたものがある。2009 年 3 月に札幌地方裁判所は原告勝訴の判決を言い渡したが、被告はこれを控訴して現在なお係争中である。

(10)墓地埋葬法の空洞化

散骨をめぐる法的問題は、焼骨を埋蔵する墳墓の建立のための墓地の設置には許可が必要であるのに、焼骨が飛散する恐れがある散骨場の経営にはなぜ許可が必要ではないのか、ということである。墓地埋葬法に規定がないものに、監督官庁は許可を出すことはできない。それにもかかわらず、法務省「見解」はこれを違法ではないとの見解を示したのである。ここから「墓地埋葬法の空洞化」が始まる。墓地として認可されないから「散骨」をするのだという寺院も登場した。「墓地埋葬法の空洞化」は、法務省「見解」に端を発するといっても良いのであろう。

(11) 新しい葬送システムと法制度

①アトツギによる祭祀承継を前提とした伝統的な法制度は、1990 年頃に始まる社会全体のパラダイム変化の中では有効ではなくなってきた。

②相続と祭祀承継を分離する意味は家制度が事実上崩壊した社会では意味を持たないこと、むしろ祭祀条項(民法 897 条)があることによって自らの利益が脅かされる弱者が生じたこと。

③法務省の無責任な「見解」により新しい葬法が

展開するようになったが、現行の墓地埋葬法がこれらの新葬法に対応することができず、墓地埋葬法の空洞化が始まっていること

④新しい葬送のシステムの対応するためには、民法・墓地埋葬法の改正が必要であること

⑤新しい葬送システムに対応した法制度のあり方について(今後の検討課題)

①財産相続と祭祀承継を区別せず、相続財産から葬送についての費用を支出すること(民法の改正)、②「埋葬義務」について明確にすること、③「合葬式共同墓」「樹木葬」「散骨」の概念を明確にすること。④墓地を実質的に使用する者の権利(利益)を保護する観点から、「他人の委託を受けて遺骨を預かる」ことのできる主体や運営方法に一定の枠組みを与えること。⑤墓地の経営者と散骨を実施する業者は、他人の委託を受けて「埋葬」(葬ること)の業務に従事するものであり、その適格性と義務について明確にすること・

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

- ① 森謙二、「個人化」する家族-墓と葬送から浮かび上がる現代家族の揺らぎ、MOKU、査読無、No.207、2009、52-61
- ② 森謙二、葬送の個人化のゆくえ-日本型家族の解体と葬送、家族社会学研究、査読有、Vol.22、No.1、2010、1-13

[学会発表](計 1 件)

- ① 森謙二、シンポジウム「高齢期の新しいつながりの模索-グローバル化・個人化・家族」葬送の個人化と日本型近代家族、家族社会学会、2009.09.14、奈良

[図書](計 2 件)

- ① 森謙二 葬送の個人化-「葬送の自由」とそのリスク 高木侃編『老いの相性』専修大学出版局 2006 171-197
- ② 岩上真珠・鈴木岩弓・森謙二・渡辺秀樹(共著)『いま、この日本の家族-絆のゆくえ』2010 pp.203

[産業財産権]

○出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計◇件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

[その他]

ホームページ等

<http://www.icc.ac.jp/univ/morizemi/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

森 謙二(KENJI MORI)

茨城キリスト教大学・文学部・教授

研究者番号:90113282

(2)研究分担者

竹内 康博(TAKEUCHI YASUHIRO)

愛媛大学・法文学部・教授

研究者番号:40281456

(3)連携研究者

()

研究者番号: